

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らについて、発達障害を抱える申立人子が避難先の小学校の特別支援学級に通級しており、引き続き同学級での就学を継続する必要性があること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認め、平成30年3月分までの避難費用及び生活費増加分等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1，同X2，同X3，同X4及び同X5（以下申立人5名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- | | | |
|----------|-------------------------|-------------|
| (1) 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料 | 金8,450,000円 |
| 期 間 | 自平成24年9月1日 至 平成26年3月31日 | |
| (2) 損害項目 | 避難費用（家賃等） | 金734,040円 |
| 期 間 | 自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 | |
| (3) 損害項目 | 生活費増加費用（水道光熱費） | 金154,349円 |
| 期 間 | 自平成24年9月1日 至 平成30年3月31日 | |
| (4) 損害項目 | 就労不能損害（申立人X1） | 金1,704,272円 |
| 期 間 | 自平成25年1月1日 至 平成28年9月30日 | |

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金11,042,661円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年6月1日